

# 第1章 耐震化の現状及び目標

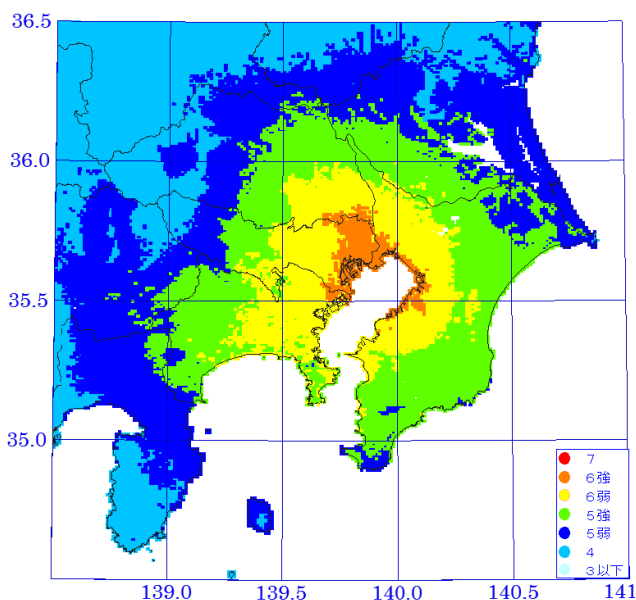
## 1 本市で想定される地震と被害の概要

### (1) 想定される地震

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」では、平成16年11月に、都心部周辺の中核都市、空港、コンビニート等に影響を与える地点の直下の地震として、市原市直下の地震を想定しています。また、東北地方太平洋沖地震を受け、平成25年12月に公表された報告書においても、引続き市原市直下の地震を想定しています。

本計画では、市原市直下の地震と同規模であり、市原市地域防災計画で想定地震として位置付けている「東京湾北部地震」を想定地震とします。

[図—2] 震度分布図



出典：中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」  
地震ワーキンググループ報告書 平成16年11月

### (2) 被害の状況

市防災計画においては、大きな影響を及ぼす可能性のある地震として、東京湾北部地震を想定し、市内を震度6強の地震が襲った場合の概略的な被害の規模を推計しています。本計画においてもこの被害想定を採用することとします。

[表—2] 市の想定する地震の規模と主な人的被害・建物被害の状況

前提条件	内容
地震の規模	東京湾北部地震（マグニチュード7.3、震度6強）
地震発生時	最も人口の多くなる夜間
家屋の倒壊	全壊 6,360棟 半壊 18,364棟
避難者数	42,784人

出典：平成20年市原市防災アセスメント調査

## 2 耐震化の現状

市の耐震化の現状は以下のとおり推計されます。

① 民間住宅全体の耐震化率 (平成27年9月末時点)	: 約86%
② 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 (平成27年9月末時点)	: 約88%
③ 市有建築物の耐震化率 (平成28年3月末時点)	: 約98%

### (1) 民間建築物の耐震化の現状

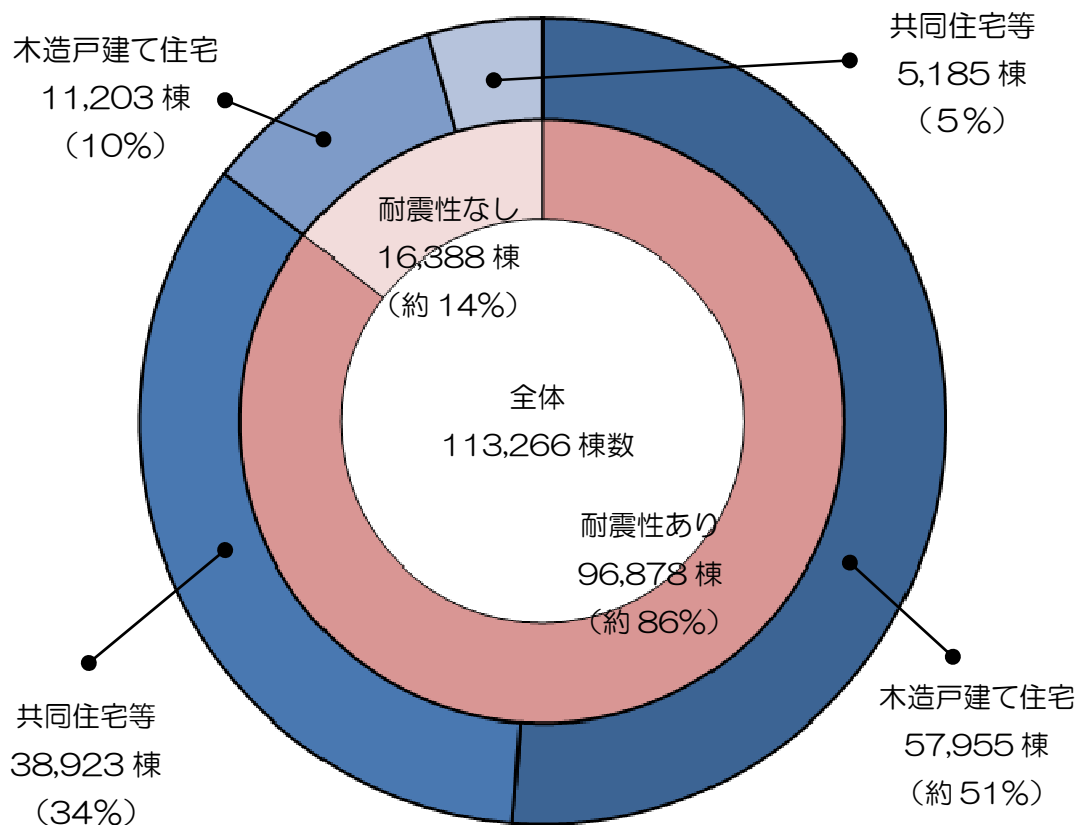
#### ①住宅

平成27年における住宅の棟数は、約113,300棟（木造戸建て住宅約69,200棟、木造共同住宅約8,700棟、非木造戸建て住宅約4,400棟、非木造共同住宅約31,000棟）と算定されます。

その内、昭和56年以前の建築物は約28,300棟で、耐震性のない住宅棟数は約16,400棟\*と推計され、住宅全体の耐震化率は約86%と推計されます。

※平成25年住宅・土地統計調査により推計

〔図—3〕 住宅の耐震化の現状



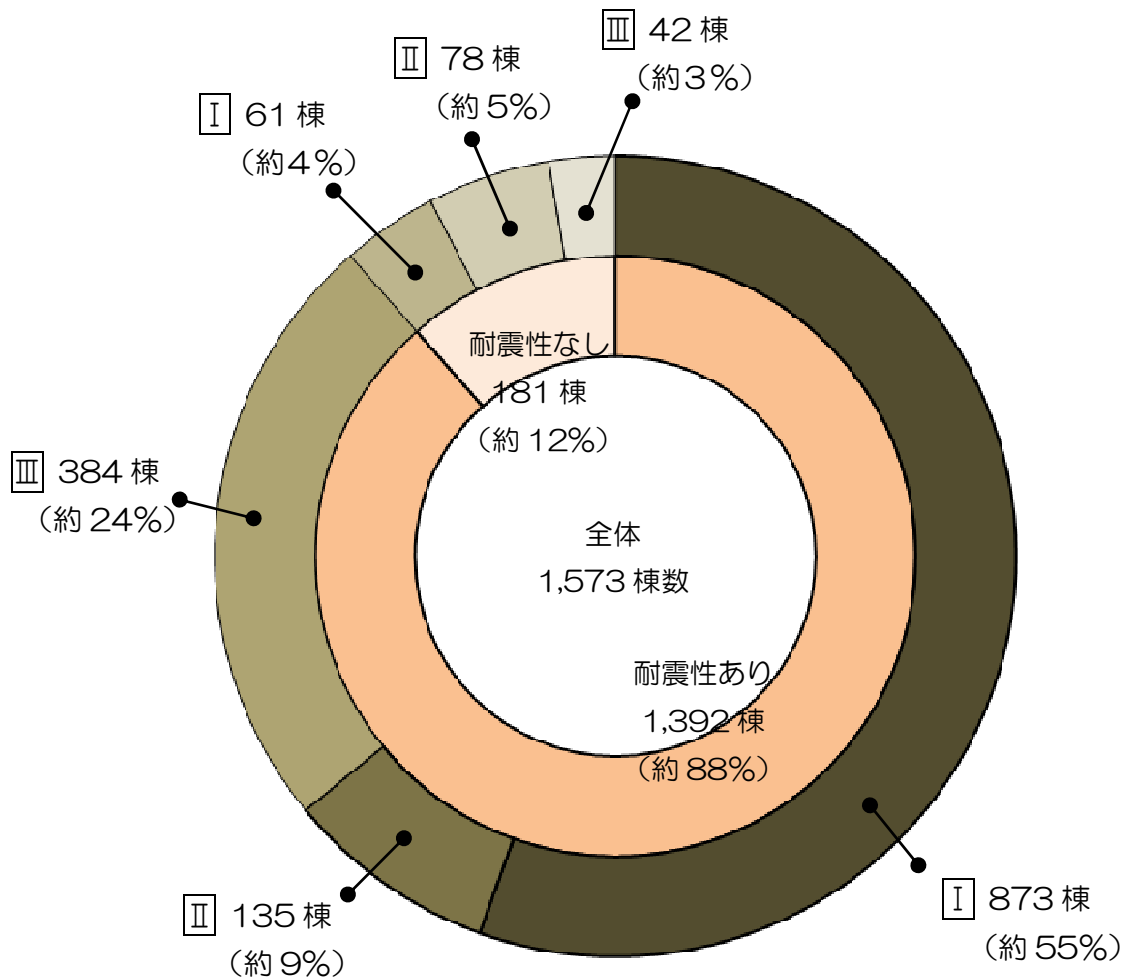
② 住宅以外の特定既存耐震不適格建築物

平成27年度における住宅以外の特定既存耐震不適格建築物の棟数は、約1,570棟と推計されます。

その内、昭和56年以前の建築物は約770棟で、耐震性のない建築物棟数は約180棟<sup>\*</sup>と推計され、民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率は約88%と推計されます。

※棟数推計方法及び耐震化率推計方法：アンケート調査より推計

〔図—4〕 住宅以外の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

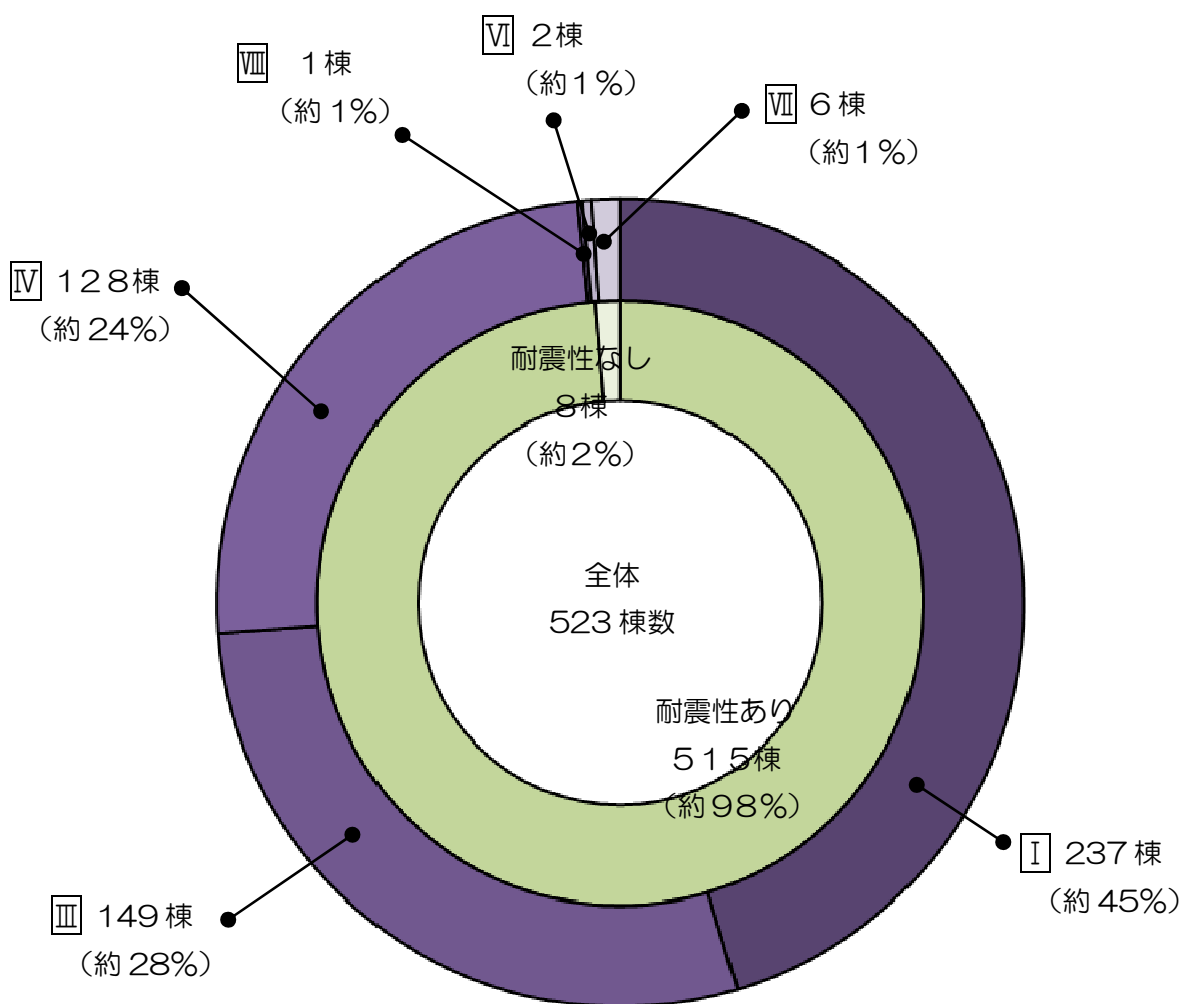


凡 例	
I	法第14条第1号(多数の者が利用する建築物等)
II	法第14条第2号(危険物の貯蔵等の用途に供する建築物)
III	法第14条第3号(通行障害既存耐震不適格建築物)

## (2) 市有建築物の耐震化の現状

本計画の対象となる市有建築物の棟数は、523棟です。その内、耐震性がない建物は、8棟あります。一方耐震改修等により耐震性を有している建築物は、515棟であり、耐震化率は約98%です。

〔図—5〕 市有建築物の耐震化の現状



凡 例	
I	新耐震基準で耐震改修が不要なもの
II	新耐震基準で耐震化が必要になるもの(ピロティ等、特殊形状)
III	旧耐震基準で耐震診断の結果が良好なもの
IV	旧耐震基準で耐震改修を行ったもの
V	旧耐震基準でこれから耐震診断を行うもの
VI	旧耐震基準で計画期間内に耐震化を行うもの(解体・改築含む)
VII	耐震化を保留しているもの
VIII	用途によって求められる耐震レベルに達しないもの

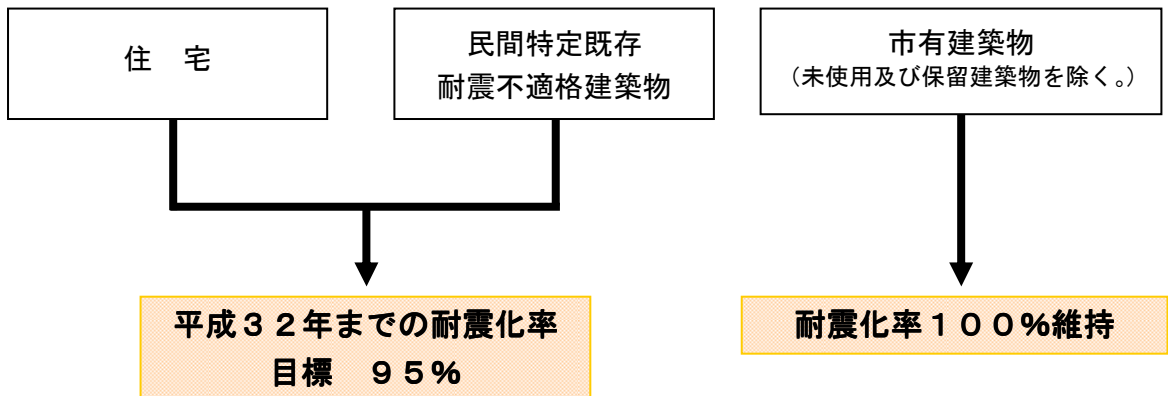
### 3 耐震化の目標

#### (1) 目標設定の基本方針

これまでの国の基本方針及び県が目標とする民間建築物の耐震化率は、住宅及び特定既存耐震不適格建築物共に 90%であり、本市においてもこれに基づき耐震化率の目標を 90%としていました。しかしながら、平成 25 年に耐震改修促進法が改正されたことに合わせて、国の基本方針が改正され、また県も目標を改定することを踏まえ、市もこれに基づき、住宅及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の目標を 95%とします。

また、市有建築物については、利用者の安全確保や防災拠点の機能確保を図るとともに、市内の耐震化促進の先導的な役割を果たすという観点から、対象建築物の耐震化率の目標を 100%に設定し、耐震化を図ってきました。平成 27 年度末には、耐震化率 100パーセントをほぼ達成できる予定となっています。今後は、建築物の利用方法に変更が生じた場合や、未使用の建築物を再使用する場合など、新たに利用方法が決定した建築物等を、その用途によって求められる耐震水準を満たすように、状況に応じて耐震化を図っていきます。

[図—6] 耐震化率の目標



[表—3] 耐震化率の現状と目標（耐震化率算出時期はP7参照）

種 類				耐震化率		
				現状 平成 27 年度		目標 平成 32 年度
民間建築物	住宅	戸建て住宅	木造	84%	86%	95%
			非木造	92%		
		共同住宅	木造	90%		
			非木造	87%		
	特定 既存 耐震 不適格 建築物	法第 14 条第 1 号		94%	88%	95%
		法第 14 条第 2 号		63%		
法第 14 条第 3 号		90%				
市有建築物		非木造で階数が 2 以上又は 200㎡以上の建築物		98%	100%	

## (2) 民間建築物の耐震化目標

### ① 住宅

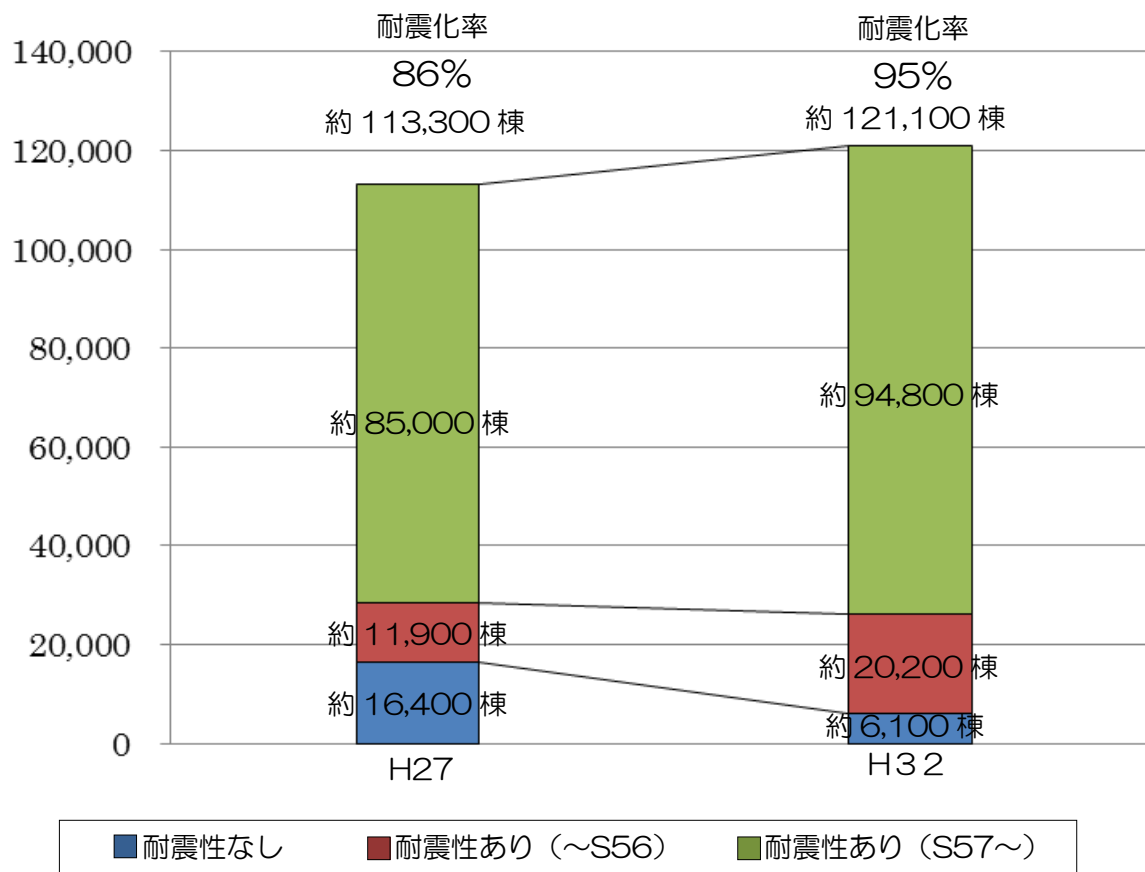
本市においては、平成 27 年において耐震性のない住宅が、約 14%（約 16,400 棟）と推計され、現在の耐震化率は、約 86%となります。

平成 32 年度には世帯数の増加や、耐震性のない住宅の建替え等により、耐震化率は約 89%に自然推移（※1）すると予測されます。

そこで平成 32 年度における耐震化率を 95%にするため、今後の新たな耐震化施策により、約 6,700 棟の住宅の耐震化促進を図ります。

※1 自然推移：今後、耐震性を有する新築住宅が増加し、耐震性の無い古い住宅が撤去され減少していくこと。また、耐震リフォーム等により、旧耐震基準で建築された建築物の耐震化が進むことを考慮して推計した数値。

〔図—7〕 耐震化の目標



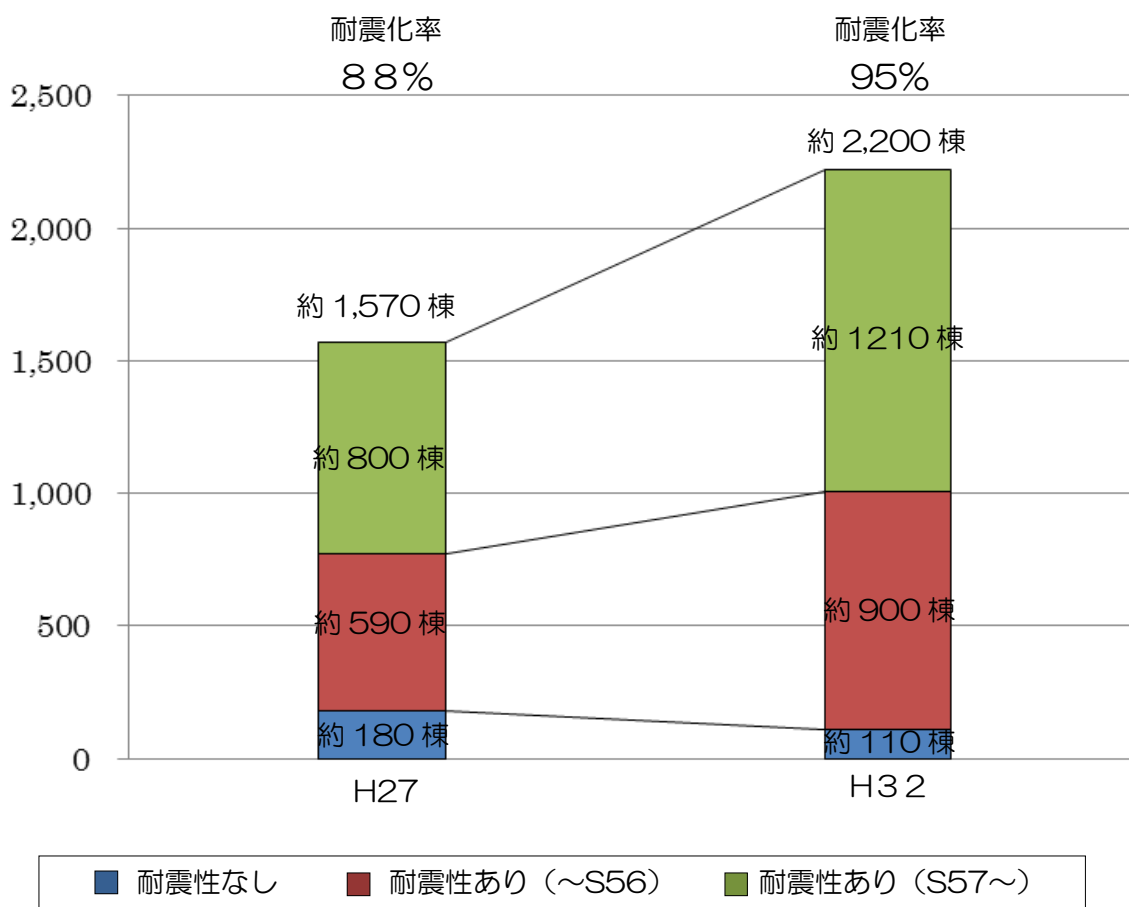
② 特定既存耐震不適格建築物

平成 27 年度の耐震化率約 88%は、平成 32 年度には約 93%に自然推移することが予測され、耐震性のない建物棟数は約 160 棟と推計されます。

そこで平成 32 年度における耐震化率を95%とするため、今後の新たな耐震化施策により約 50 棟の耐震化の促進を図ります。

**耐震化率目標 95% ⇒**  
**平成 32 年までに耐震化する民間特定既存耐震不適格建築物数 約 50 棟**

[図—8] 耐震化の目標



(3) 市有建築物の耐震化目標

新たに利用方法が決定した建築物等を、その用途によって求められる耐震水準を満たすように耐震化を図り、使用中の全ての建築物が耐震基準を満たすようにします。

[表—4] 市有建築物の耐震化状況(平成27年5月時点)

区分番号	耐震化の状況	棟数
I	新耐震基準で耐震改修が不要なもの	237棟
II	新耐震基準で耐震化が必要になるもの(ピロティ等、特殊形状)	0棟
III	旧耐震基準で耐震診断の結果が良好なもの	149棟
IV	旧耐震基準で耐震改修を行ったもの	128棟
V	旧耐震基準でこれから耐震診断を行うもの	0棟
VI	旧耐震基準で計画期間内に耐震化を行うもの(解体・改築含む)	2棟
VII	耐震化を保留しているもの	6棟
VIII	用途によって求められる耐震レベルに達しないもの	1棟
合 計		523棟

[図—9] 耐震化の流れ

